【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2021年5月17日

【会社名】 株式会社リファインバースグループ(注)1

【英訳名】 REFINVERSE Group, Inc.(注) 1

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 越智 晶(注)1

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋人形町三丁目10番1号(注)1

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 リファインバース株式会社

取締役 青木 卓

【最寄りの連絡場所】 リファインバース株式会社

東京都中央区日本橋人形町三丁目10番1号

【電話番号】 リファインバース株式会社

050-1748-5771

【事務連絡者氏名】 リファインバース株式会社

取締役 青木 卓

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 普通株式

【届出の対象とした募集金額】 275,025,216円(注)2 【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注) 1 本届出書提出日現在において、株式会社リファインバースグループ(以下「当社」といいます。)は未設立であり、2021年7月1日の設立を予定しております。なお、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所につきましては、現時点での予定を記載しております。

2 本届出書提出日現在において未確定であるため、リファインバース株式会社(以下「リファインバース」といいます。)の2020年12月31日現在における株主資本の額(簿価)を記載しております。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年3月2日付で提出いたしました有価証券届出書、2021年3月5日付で提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書及び2021年3月22日付で提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の訂正届出書の記載事項のうち、2021年5月6日付で株式会社東京証券取引所に当社株式の新規上場申請を行ったこと及びリファインバースが2021年5月14日付で第3四半期に係る四半期報告書を提出したことに伴い、記載内容の一部に訂正すべき事項が生じましたので、当該箇所を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法

第三部 企業情報

第2 事業の状況

- 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
- 4 経営上の重要な契約等
- 5 研究開発活動
- 第4 提出会社の状況
 - 1 株式等の状況
 - (1)株式の総数等 発行済株式
- 第5 経理の状況
- 第五部 組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報
 - 第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項
 - (1) 組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類

3【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	3,299,821株 (注)1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。(注)4

- (注) 1 普通株式は、リファインバースの2021年1月22日開催の取締役会決議(株式移転計画の作成承認及び臨時株 主総会への付議)及び2021年3月19日開催のリファインバースの臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の 承認)に基づいて行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。
 - 2 リファインバースの発行済株式総数3,299,950株(2020年12月31日時点)に基づいて算出しており、実際に株式移転設立完全親会社(持株会社)となる当社が交付する新株式数は変動することがあります。リファインバースは、本株式移転の効力発生日までに、現時点で所有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、リファインバースが2020年12月31日時点において所有する自己株式129株については、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。
 - 3 リファインバースは、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といい ます。)に新規上場申請を行う予定です。
 - 4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
 - 名称 株式会社証券保管振替機構
 - 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	3,299,821株 (注)1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。(注)4

- (注) 1 普通株式は、リファインバースの2021年1月22日開催の取締役会決議(株式移転計画の作成承認及び臨時株 主総会への付議)及び2021年3月19日開催のリファインバースの臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の 承認)に基づいて行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。
 - 2 リファインバースの発行済株式総数3,299,950株(2020年12月31日時点)に基づいて算出しており、実際に株式移転設立完全親会社(持株会社)となる当社が交付する新株式数は変動することがあります。リファインバースは、本株式移転の効力発生日までに、現時点で所有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、リファインバースが2020年12月31日時点において所有する自己株式129株については、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。
 - 3 リファインバースは、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といい ます。)に新規上場申請を行いました。
 - 4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
 - 名称 株式会社証券保管振替機構
 - 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

(訂正前)

株式移転によることとします。(注)1、2

- (注) 1 普通株式は、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時(以下「基準時」といいます。)におけるリファインバースの株主名簿に記載又は記録されたリファインバースの株主に対し、その所有するリファインバースの普通株式 1 株に対して当社の普通株式 1 株の割合をもって割当交付いたします。また、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日現在において未確定ですが、リファインバースの2020年12月31日における株主資本の額(簿価)は、275,025,216円であり、発行価額の総額のうち149,625,000円が資本金に組み入れられます。
 - 2 当社は、東京証券取引所への上場申請手続(東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項)を<u>行い、</u>いわゆるテクニカル上場(同規程第2条第(73)号、第<u>208</u>条)により2021年7月1日より東京証券取引所マザーズ市場に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等(効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限る(同規程施行規則第216条第1項)。)について、同規程に定める流動性基準への適合状況を確認し、速やかな上場を認める制度です。

(訂正後)

株式移転によることとします。(注)1、2

- (注) 1 普通株式は、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時(以下「基準時」といいます。)におけるリファインバースの株主名簿に記載又は記録されたリファインバースの株主に対し、その所有するリファインバースの普通株式1株に対して当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。また、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本訂正届出書提出日現在において未確定ですが、リファインバースの2020年12月31日における株主資本の額(簿価)は、275,025,216円であり、発行価額の総額のうち149,625,000円が資本金に組み入れられます。
 - 2 当社は、東京証券取引所への上場申請手続(東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項)を<u>行いました。これに伴い、同規程に定める</u>いわゆるテクニカル上場(同規程第2条第(73)号、第<u>215</u>条)により2021年7月1日より東京証券取引所マザーズ市場に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等(効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限る(同規程施行規則第216条第1項)。)について、同規程に定める流動性基準への適合状況を確認し、速やかな上場を認める制度です。

第三部【企業情報】

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるリファインバースの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、リファインバースの有価証券報告書(2020年9月30日提出)及び四半期報告書(2020年11月13日及び2021年2月12日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるリファインバースの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、リファインバースの有価証券報告書(2020年9月30日提出)及び四半期報告書(2020年11月13日、2021年2月12日及び2021年5月14日提出)をご参照ください。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるリファインバースの経営者によるリファインバース及びグループ各社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、リファインバースの有価証券報告書(2020年9月30日提出)及び四半期報告書(2020年11月13日及び2021年2月12日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるリファインバースの経営者によるリファインバース及びグループ各社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、リファインバースの有価証券報告書(2020年9月30日提出)及び四半期報告書(2020年11月13日、2021年2月12日及び2021年5月14日提出)をご参照ください。

4 【経営上の重要な契約等】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるリファインバース及びグループ各社の経営上の重要な契約等については、リファインバースの有価証券報告書(2020年9月30日提出)及び四半期報告書(2020年11月13日<u>及び2021年2月12日提出</u>)をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部組織再編成、株式 交付又は公開買付けに関する情報 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要 3 組織再編成、株式交付 又は公開買付けに係る契約等」をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるリファインバース及びグループ各社の経営上の重要な契約等については、リファインバースの有価証券報告書(2020年9月30日提出)及び四半期報告書(2020年11月13日、2021年2月12日及び2021年5月14日提出)をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等」をご参照ください。

5【研究開発活動】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるリファインバース及びグループ各社の研究開発活動については、リファインバースの有価証券報告書(2020年9月30日提出)及び四半期報告書(2020年11月13日<u>及び2021年2月12日提出</u>)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるリファインバース及びグループ各社の研究開発活動については、リファインバースの有価証券報告書(2020年9月30日提出)及び四半期報告書(2020年11月13日、2021年2月12日及び2021年5月14日提出)をご参照ください。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

2021年7月1日時点の当社の株式の総数等は以下のとおりとなる予定です。

【発行済株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,299,821 (注)1、2、3	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
計	3,299,821	-	-

- (注) 1 2020年12月31日現在におけるリファインバースの発行済株式総数に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、リファインバースの発行済株式総数が変動した場合には、当社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、基準時においてリファインバースが所有する自己株式に対しては、その同数の当社の普通株式が割当交付されることになりますが、実務上消却が可能な範囲の自己株式については、本株式移転の効力発生に先立ち消却を予定しておりますため、リファインバースが2020年12月31日時点において所有する自己株式129株は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。また、リファインバースの株主の皆様から株式買取請求権の行使がなされた場合等、リファインバースの2020年12月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。
 - 2 リファインバースは、当社の株式について、東京証券取引所マザーズ市場に新規上場申請を行う予定です。
 - 3 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,299,821 (注)1、2、3	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
計	3,299,821	-	-

(注) 1 2020年12月31日現在におけるリファインバースの発行済株式総数に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、リファインバースの発行済株式総数が変動した場合には、当社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、基準時においてリファインバースが所有する自己株式に対しては、その同数の当社の普通株式が割当交付されることになりますが、実務上消却が可能な範囲の自己株式については、本株式移転の効力発生に先立ち消却を予定しておりますため、リファインバースが2020年12月31日時点において所有する自己株式129株は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。また、リファインバースの株主の皆様から株式買取請求権の行使がなされた場合等、リファインバースの2020

EDINET提出書類

株式会社リファインバースグループ(E36478)

訂正有価証券届出書(組織再編成・上場)

年12月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。

- 2 リファインバースは、当社の株式について、東京証券取引所マザーズ市場に新規上場申請を行いました。
- 3 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

第5【経理の状況】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるリファインバースの経理の状況については、リファインバースの有価証券報告書(2020年9月30日提出)及び四半期報告書(2020年11月13日及び2021年2月12日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるリファインバースの経理の状況については、リファインバースの有価証券報告書(2020年9月30日提出)及び四半期報告書(2020年11月13日、2021年2月12日及び2021年5月14日提出)をご参照ください。

第五部【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】 (訂正前)

<前略>

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第18期第1四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日) 2020年11月13日関東財務局長に 提出

事業年度 第18期第2四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日) 2021年2月12日関東財務局長に 提出

【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日(2021年<u>3</u>月<u>22</u>日)までに以下の臨時報告書を提出しております。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書を2020年10月1日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3(株式移転の決定)の規定に基づく臨時報告書を2021年1月22日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号(親会社の異動及び主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書を2021年1月22日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書を2021年3月22日に関東財務局長に提出

<後略>

(訂正後)

<前略>

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第18期第1四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日) 2020年11月13日関東財務局長に 提出

事業年度 第18期第2四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日) 2021年2月12日関東財務局長に 提出

<u>事業年度 第18期第3四半期(自 2021年1月1日 至 2021年3月31日) 2021年5月14日関東財務局長に</u> 提出

【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日(2021年<u>5</u>月<u>14</u>日)までに以下の臨時報告書を提出しております。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書を2020年10月1日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3(株式移転の決定)の規定に基づく臨時報告書を2021年1月22日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号(親会社の異動及び主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書を2021年1月22日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書を2021年3月22日に関東財務局長に提出

<後略>